

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度大潟村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	33,000千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	475,071千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	91,632	13,976		25,401	5,990	46,265
	障害者福祉事業	61,820	43,937			2,050	15,833
	高齢者福祉事業	48,845	455		29,063	2,215	17,112
	児童福祉事業	53,331	43,834			1,089	8,408
	小計	255,628	102,202		54,464	11,343	87,619
社会保険	国民健康保険事業	19,072	10,102			1,028	7,942
	介護保険事業	47,074	616			5,325	41,133
	後期高齢者医療事業	43,385	7,498			4,114	31,773
	小計	109,531	18,216			10,467	80,848
保健衛生	疾病予防対策事業	84,216	5,221		7,070	8,244	63,681
	診療所事業	25,696				2,945	22,751
	小計	109,912	5,221		7,070	11,190	86,431
合計		475,071	125,639		61,534	33,000	254,898